

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第七十一号

牛の流行性感冒予防規則を次のように定める。

昭和二十五年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

牛の流行性感冒予防規則

第一條 家畜傳染病予防法第十六條第一項の規定により知事が指定する地域から牛及び牛の流行性感冒の病毒の傳播の虞ある物品の出入を禁止する。

第二條 家畜傳染病予防法第十八條の規定により前條の知事が指定する地域から牛を集合せしめる施設を停止する。

第三條 第一條の規定による地域の指定は告示をもつてする。

昭和二十五年九月十四日
号 外 木 曜 日

附則

この規則は昭和二十五年九月十四日から施行する。

告示

◇鳥取縣告示第四百七十二号

牛の流行性感冒予防規則（昭和二十五年九月鳥取縣規則第七十一号）第一條の規定による出入を禁止する地域を次のように指定した。

昭和二十五年九月十四日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

出入禁止地域

東伯郡 社村、灘手村、上北條村、中北條村、大誠村、
由良町、上井町、倉吉町、西郷村、北谷村、
高城村、小鹿村、小鴨村、舍人村、三徳村、
下北條村

本書ノ大キサハ横入規格A五判